

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年1月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900333 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900091 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (後に、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 12 月 26 日から昭和 62 年 2 月 1 日まで

請求期間当時、私は、A 社の代表取締役であり、請求期間は従業員と共に厚生年金保険に加入していたが、当該期間の被保険者記録がないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

閉鎖登記簿謄本により、請求期間当時、請求者は A 社の代表取締役であったことが確認できると及び請求期間の一部において、A 社又は B 社 (以下「請求対象事業所」という。) に係る雇用保険の加入記録を有する者の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が請求期間当時、請求対象事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、日本年金機構から提出された適用事業所名簿に、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった年月日は昭和 53 年 12 月 26 日と記載されていることから、同社は請求期間については適用事業所でない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) によると、請求者を含む 2 人は同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

また、上記適用事業所名簿に、B 社が厚生年金保険の適用事業所になった年月日は昭和 62 年 2 月 1 日と記載されていることから、同社は請求期間については適用事業所でない上、同社の被保険者原票によると、請求者を含む 5 人は同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、請求対象事業所の被保険者原票に記載された者のうち、請求期間の一部において、請求対象事業所に係る雇用保険の加入記録を有する者は 3 人いるが、オンライン記録によると、この 3 人について、請求期間における請求対象事業所の厚生年金保険被保険者記録はない。

加えて、請求対象事業所の被保険者原票に記載された者のうち所在が判明した7人に照会し4人から回答があったが、そのうちの一人（請求期間の一部において、請求対象事業所に係る雇用保険の加入記録を有する者）は、請求期間当時、自身は厚生年金保険に加入していなかったと回答しているなど、請求者の主張を裏付ける具体的な回答は得られず、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料も得られなかった。

また、請求者は、A社及びB社の事業主であり、社会保険の事務を自ら担当していたが、請求期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保管していない旨回答していることから、請求期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。